「福山市国民健康保険人間ドック補助金交付事業」の補助金交付までの流れ

2～3週間

補助金交付申請	【被保険者】は、保険年金課又は各支所で申請 （電子申請も可）

↓ 審査

補助金交付決定書、 健診機関一覧表の送付	【市（保険年金課）】から、被保険者へ送付

↓

人間ドックの予約	【被保険者】は、直接、健診機関へ予約 **「福山市国保の人間ドック」**と言って予約する。

↓

人間ドックの受診 ・被保険者証等 ・特定健康診査受診券 ・補助金交付決定書	【被保険者】は、健診機関で受診する際に、 ①福山市が交付する被保険者証 ②マイナンバーカード（保険証利用登録者） ③資格確認書 のいずれかを提示し、福山市特定健康診査受診券および補助金交付決定書を併せて提出 ※補助金交付決定書の受領委任状の欄に署名の上、提出

↓

人間ドック費用の支払	【被保険者】は、人間ドック費用（特定健康診査の詳細項目（眼底検査）の費用を除く）から 25,000 円を除いた額を健診機関の窓口へ支払

↓

特定健康診査費用の請求	【健診機関】は、特定健康診査に係る費用を国保連合会へ請求

↓

補助金の請求 ・請求書 ・実績報告書 ・補助金交付決定書 ・健診結果（任意様式）	【健診機関】は、25,000 円から特定健康診査の費用（詳細項目（眼底検査）の費用を除く）を除いた額について、 ①実績報告書 ②補助金交付決定書 ③健診結果 を添えて 1 か月分を取りまとめ、健診月の翌月 10 日までに医師会を経由して市（健康推進課）へ請求書を送付

↓ 請求内容の確認

補助金の支払	【市（保険年金課）】から、各健診機関へ支払